

これは、労働者が自分の能力にふさわしい職業に就きやすくし、又それを促進するため、雇用対策法第十三条に基づき就職指導手当表のとおり支給する制度です。

一、支給対象者
(1) 中高年措置対象者
 三十才以上の失業者で従事している家業が廃止された場合、家族従業者については、家業の經營に重大な変更が生ずるなどの事情があり、本人が以後家業に従事することを要しなくなつた場合は失業者に含めることとしている。農家がその家業を廃止するとは、具体的には農地を全部処分し、離農することが必要とされている。ア所得が所得免税点を基準として職安局長が定めた額をこえていないこと。

(2) 失対事業紹介対象者

ア中高年措置対象者として就職促進の措置を受け終ったもので、引き続き誠実かつ熱心に求職活動をしているもの。ア労働大臣によつて失業者が就職することが著しく困難であると指定された地域に居住し、中高年措置対象者として認定を受けた者

ことによるものだけではなく、自営業主については、その従事している家業が廃止された場合、家族従業者につ

いては、家業の經營に重大な変更が生じるなどの事情があり、かつ移動が必要となることが環境上からも可能であること。

イ求職者が属している技能経験、健康その他の状況から見て、広域職業紹介活動による職業のあせんが可能なものであること。

ウ就職予定者および求職者が有している技能、経験等から見て、当該地域内において短期間に内に就職しうることが可能であると認められるものでないこと。

(3) 特定職種訓練受講奨励金
ア要件
 受講を奨励する次の職種の訓練を受講する者に対する訓練を受講する者に對して、訓練手当のほか本

扶養手当(月額) 五、六〇〇円
 技能習得手当(訓練日一月額(平均)) 二一〇円
 寄宿手当(月額) 一九、六八〇円

(4) 災害地域転職者
ア要件
 公共職業安定所の紹介により、遠隔地(序道一五〇杆以上、ただし、所要経費往復一、〇〇〇円未満を除く)において求職活動(面接等)を行なう求職者に対して支給する

(5) 移転資金
ア要件
 公共職業安定所の紹介により就職または訓練受講のため移転することが必要と認められる者に対して支給する。

(6) 職場適応訓練費
ア要件
 公共職業安定所の紹介により就職または訓練受講のため移転する者が必要と認められる者に対して支給する。

(7) 帰省旅費
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(8) 住宅確保奨励金
ア要件
 公共職業安定所の紹介により、遠隔地(序道一五〇杆以上あること。ただし、所要往復の費用が一〇〇〇円未満は支給しない)内に帰省すること。

(9) 雇用奨励金
ア要件
 公共職業安定所の紹介により、四十才以上の特定職業工事業離職者を常用雇用する事業主に対し支給する

(10) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(11) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(12) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(13) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(14) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(15) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(16) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(17) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(18) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(19) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(20) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(21) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(22) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(23) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(24) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(25) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(26) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(27) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(28) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(29) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(30) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(31) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(32) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(33) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(34) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(35) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(36) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(37) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(38) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(39) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(40) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(41) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(42) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(43) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(44) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(45) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(46) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(47) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(48) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(49) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(50) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(51) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(52) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(53) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(54) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(55) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(56) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(57) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(58) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(59) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(60) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(61) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(62) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。

(63) 就職後四十八ヶ月の期間内に帰省する場合
ア要件
 公共職業安定所の紹介により常用就職するため、家族と別居して移転した者に対して、就職後帰省する場合に支給する。</p